

総合福祉センター利用料 減免制度をご利用のかたへ

当センターでは、障がいのある方にご利用
いただく際、利用料の減免証明書を発行して
おり、現在発行している証明書の期限は
令和3年3月31日が期限となっております。

更新手続きをされる方につきましては
今回のみ、証明書の期間が1年間となります
ので、ご注意ください。

なお、期限が切れてもすぐに更新する必要
はありません。ご利用いただく際に随時
申請を受け付けております。